

対象年度		令和 3年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金支給事務)						予算事業名		生活困窮者自立支援事業費			
予 算 科 目		会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	生活困窮者自立支援法			
				03	01	01	6101	経常経費					
総合計画体系		1ともに支えあい，安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						事業の区分		主要事業			
		1-6安定した生活を送れる社会福祉の充実（低所得者福祉・母子・											
		①生活保障の充実											
		1生活困窮者への生活保障及び自立支援						担当課係等		社会福祉課			
事業期間		継続（平成27年度～令和 5年度）											
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】							【事業開始のきっかけや他市の状況など】						
求職活動に必要な住居を確保し，ハローワークとの連携による対象者（離職者等）への常用就職へ向けた支援を行うことで，当該世帯の生活の維持・安定を図る。							平成21年度に始まった「住宅支援給付事業」が，生活困窮者自立支援法の制定に伴い，事業開始されたものである。						
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】							【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】						
当該手当支給に必要な，求職活動等の活動要件を満たす者に対し，原則3か月（最大9か月）の生活保護費の住宅扶助相当の家賃補助を行う（上限額有）。							過去2年以内の離職及びやむを得ない休業等により収入が減少した世帯における生計維持者のうち，常用就職への意識があり，住宅を喪失または喪失するおそれのある者（生活保護受給者を除く）。						
【事業をとりまく環境の変化】													
リーマンショックを発端とした景気の低迷や，派遣切り等失業者が増加する中で，第2のセーフティネットである本事業の必要性が高まった。生活保護に至る前の段階から，ハローワーク等との連携により本事業を実施し，早期自立を支援する。コロナ禍影響による離職者及び休業者等の増加に伴い，申請者が急増している（令和2年6月19日現在の支給件数29件）。													
【令和 3年度 事業内容】				【令和 4年度 事業内容】				【令和 5年度 事業内容】					
離職者等で所得等が一定水準以下の者に対して有期で家賃相当額を給付				離職者等で所得等が一定水準以下の者に対して有期で家賃相当額を給付				離職者等で所得等が一定水準以下の者に対して有期で家賃相当額を給付					
■事業費													
				R01年度		R02年度							
財源内訳	国庫支出金			92		382							
	県支出金			0		0							
	地方債			0		0							
	その他			0		0							
	一般財源			31		128							
歳入計（千円）				123		510							
歳出内訳	節（番号＋名称）				金額（千円）		金額（千円）						
	19 扶助費				123		510						
歳出計（千円）（A）				123		510							
伸び率（％）						314.63							
備考	総合計画 67ページ 予算書 69ページ												

令和元年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R01年度	R02年度	R03年度
活動 指標	住居確保給付金の支給者数	人	目標	5.00	100.00	100.00
			実績	2.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	就労生活面での自立	人	目標	3.00	75.00	75.00
	求職活動により就労自立した者		実績	2.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	解雇・倒産等で離職した人や休業等により収入が減少した人を支援するために必要な事業である。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	生活困窮者対策事業として、行政が関わるべきである。
	手段の妥当性	A 妥当である	生活困窮者対策事業として、行政が関わるべきである。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらも言えない	支援の必要な人を対象として実施する事業であり、コスト改善を図るものではない。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	生活困窮者を対象とした事業であり、偏りは見られない。
有効性	成果向上の余地	B どちらも言えない	ハローワークと連携して常用就職できるように支援しているが、雇用情勢悪化の影響を受けて再就職が決まらず、給付期間が延長となるケースもある。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	国の方針及び指導に沿って実施している。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
生活困窮者に対する「第2のセーフティーネット」として、就職活動を支援することができた。コロナ禍影響による雇用情勢の悪化による失業者及び休業者等の増加に伴い、相談者・申請者が急増している。特に外国人からの相談が全体の半数以上を占めており、日本語の読み書きができない者もいるため、再就職が容易ではないことが予想されるケースも見受けられる。令和2年5月臨時補正にて8,892,000円計上したが、申請者が急増している現状がどの程度の期間に渡って続くことになるのか、見通しが困難な状況である。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
住居を喪失するおそれのある対象者に対して、早期の自立に向けてハローワークと連携を図りながら、常用就職を目指すよう適切に対応していく。社会情勢の影響を受けて申請者が急増していることから、給付決定事務に支障が生じないように、必要に応じて補正予算の計上を検討する。また、令和2年4月20日から支給要件緩和等による対象者の拡充や様式等の変更があるため、改正内容に応じた適切な運用を行う。			

■方向性

1次評価（1次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ■拡充（人・モノ・カネ等の拡充） □改善改革しながら継続 □現状のまま継続（改善・改革なし） □統合・新規事業への展開 □縮小 □休止 □廃止・終了 □予定どおりの要求 □一部改善の上要求 □今回は見送り □その他の処置	
方向性の具体的内容 新型コロナウイルス感染症の影響により、申請件数が増加している。経済への影響は今後も続くと考えられることから、申請の増加に対応できる体制をつくっていく。	
2次評価（2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） □拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ■改善改革しながら継続 □現状のまま継続（改善・改革なし） □統合・新規事業への展開 □縮小 □休止 □廃止・終了 □予定どおりの要求 □一部改善の上要求 □今回は見送り □その他の処置	
企画調整会議の意見・考え方（1次評価者と同じ場合も記入） 財政状況と可能な限り調和を図りながら進める。	